

令和4年度

京丹後市美しいふるさとづくり審議会

風力発電所先進地視察

<実施報告書>

令和4年度 京丹後市美しいふるさとづくり審議会

風力発電所先進地視察 実施報告

1. 目的

環境アセスメント手続きが進められている京丹後市内での大規模風力発電事業に関して、先進地での事例・知見の収集及び既存風力発電施設の見学等を行うことで、今後の市長意見の調整の参考とすることを目的に実施するもの。

2. 日時

令和4年11月4日（金）午後1時30分～午後4時15分

3. 出席者

■度会町役場 計3名

町長様

みらい安心課 課長様、係長様

■コスモエコパワー(株) 計6名

東京本社 総務部長様、開発1グループ長様 他

度会ウィンドファーム管理事務所長様 他

■京丹後市 計27名

<審議会委員：8名>

奥谷会長、吉岡副会長、川崎委員、畑中委員、廣瀬委員、増田委員、俣野委員、和田委員

<アドバイザー：1名>

片山課長（京都府丹後保健所環境衛生課）

<参考人（地元代表）：7名>

峰山町鱒留区長、大宮町口大野区長、大宮町奥大野区長、大宮町上常吉区長、大宮町善王寺区長、上宇川連合区長、上宇川連合区鞍内区長

<事務局：11名>

市民環境部 柳内部長

生活環境課 志水課長、宇野室長、中山課長補佐、給田係長、山下主査、新井主任、

村松主事、高橋主事、大原主事

丹後市民局 松本局長

4. 視察先

(1) 三重県度会町役場（三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1）

(2) 度会ウィンドファーム

| | |
|--------|--|
| 設置事業者 | コスモエコパワー株式会社（本社所在地：東京都品川区） |
| 所在地 | 三重県度会郡度会町日の出の森周辺 |
| 稼働開始年月 | 第1期エリア：平成29年2月 第2期エリア：平成31年4月 |
| 設備能力 | 第1期エリア：28,000kW（2,000kW×14基） 第2期エリア：22,000kW（2,000kW×11基） ※風力発電機の機種名：HTW2.0-80 |
| 発電機概要 | ローター直径80m、ハブ高さ78m、最大高さ118m |
| 発電規模 | 30,371世帯分/年 ※推定 |

5. 視察行程

| 時間 | 内容 | 備考 |
|-----------------|---|----------------|
| 7:30 | 市役所（峰山庁舎） 出発 | 集合7:20（庁舎正面玄関） |
| 11:50 | 宮リバー度会パーク 到着 | |
| 12:00- | 昼食（オリーブカフェ わたらい店） | 宮リバー度会パーク内 |
| 13:30- 14:30 | ①度会町役場 視察 （担当課及び事業者様からの事業概要等の説明、質疑・応答） | 保健センター集団検診室 |
| 15:15~ 16:15 | ②度会ウインドファーム 視察 （事業者様からの説明、質疑・応答） | 現地見学 |
| 20:30 | 市役所（峰山庁舎） 帰着・解散 | |

6. 参考情報

■度会ウインドファーム

三重県環境影響評価条例（「工場又は事業場の新設又は増設の事業」該当）に基づく環境影響評価の実施。

方法書の知事意見 平成19年

準備書の知事意見 平成24年6月8日

評価書の公告 平成24年9月

稼働開始 第1期エリア：平成29年2月

第2期エリア：平成31年4月

エコ・パワー株式会社は、1997年に設立された日本最初の風力発電専門会社。令和元年に株式譲渡により、コスモエネルギーホールディングス株式会社が筆頭株主となり、現「コスモエコパワー株式会社」に社名変更されている。

■度会・南伊勢風力発電所建設計画

度会町及び南伊勢町の一部を事業実施想定区域とする、最大51,600kW（4,300kW級×12基程度）

の風力発電所の建設計画が進行中。環境影響評価法に基づく方法書手続きが完了した段階。

本事業は、前事業者が、風力発電施設の設置が環境影響評価法の対象に追加される（平成 24 年 10 月施行）前に、三重県環境影響評価条例に基づく方法書手続きに入っていた案件であるため、法施行時の経過措置の適応を受けて方法書段階から環境影響評価手続きが開始されている。

事業者 電源開発株式会社

方法書の知事意見 令和 3 年 4 月 21 日

経産大臣意見 令和 3 年 5 月 7 日

7. 内容

(1) 挨拶・出席者紹介

①町長様より挨拶

皆さんこんにちは。度会町の中村でございます。ようこそ度会町においでくださいました。

度会町は人口約 7,800 人、面積は約 135 km²ということで、皆さんの町と比べるとずいぶん小さな町でございます。鉄道も国道も走っておりません。

そんな中で、平成 15 年、16 年くらいに風力発電事業について事業者から説明を受けたのがきっかけでしたが、東北の大震災があり、FIT 価格という固定価格買取制度ができた時に、急に事業者が積極的になり、現在ある風力発電所の完成に至ったということでもあります。

その当時、地権者が 150 件ほどありましたが、事業者の努力もあり、個人的には反対の方もおられたと聞いておりますが、地域として、地区として反対の区が無かったということもあり、町としてもゴーサインを出したということでございます。

今、見ていただいたらわかる通り、燃料費の高騰、円安や原油高などいろいろなことがございますが、事業者は個人がやっていることなので、町としてはというところはございますが、社会に貢献していくのではなかろうかと考えております。

今日はしっかりと見ていただいて、いろんな質問もあろうかとは思いますが、しっかり対応させていただくつもりでおりますので、遠いところからお越しいただきましたが、また山の上にも登っていただくということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、林道としてあった道を活用したのですが、やはり風力発電に適したところは林業には適していないのでちょうど良かったのかなと、そういうことも相まって賛成というか、承諾をしていただいたということでございます。以上です。

②度会町役場様より出席者紹介

③コスモエコパワー(株)様より出席者紹介

④京丹後市美しいふるさとづくり審議会 奥谷会長より挨拶

京丹後市美しいふるさとづくり審議会会長の奥谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、町長様をはじめ職員の皆さま、そしてコスモエコパワー株式会社の皆さま、たいへんお忙しい中、このような視察の場を設けていただき本当にありがとうございます。たいへん多くの方で押しかけまして、尚且つ本来でしたら9月にこちらに参る予定でしたが、台風の影響により延期になってしまい二度もお手数をお掛けすることになりました。本当にありがとうございます。

既に、京丹後市の事務局からご案内があったかと思いますが、京丹後市におきましても、ただいまたいへん大規模な風力発電の計画が立ち上がっており、昨年度に環境アセスメント配慮書の審議を終了し事業者に意見を出しているところですが、やはり京丹後市におきましても、風力発電による自然環境、生活環境、そして災害といったことが懸念をされております。

本日は、審議会の委員、それから各地区の区長さんも一緒にこちらに寄せていただきまして、度会町様のお取り組みがどのような形で決められ、進んできて今どうなっているのかといったあたりをお聞かせいただければと思っております。失礼ながら、予め事務局の方から非常にたくさんの質問を投げかけさせていただいております。お答えにくい部分もあろうかと思いますが、お答えいただける範囲で結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

一同、たいへんお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

⑤審議会事務局より出席者紹介

(2) 事業説明・質問事項への回答

①度会町・度会ウィンドファームの概要説明（係長様）

私からは、簡単に町の紹介とコスモエコパワー様がお見えになっている前で恐縮ではありますが、少しだけ度会ウィンドファームについてもお話をさせていただきます。机上のパンフレット等もご覧いただきながら、画面を見ていただければと思います。

まず、三重県度会町ですが、読み方は「わたらい」町と読みます。よく読み方がわからないと尋ねられます。

また、場所は、三重県は南北に長い県なんですけれども、三重県南東部に位置する地域が皆さんがよく耳にする伊勢志摩地域と呼ばれるところがございます。伊勢、志摩、鳥羽といった地域は海に面した地域となりますが、度会町は海に面していない中山間地となります。生活圏は、伊勢市や松阪牛で有名な松阪市が近いので、買い物等はそちらに出ることが多い地域でございます。

そして、町長からもありましたとおり、人口は7,900人ほどで、面積が135平方キロメートルあります。その内の1%が宅地で、85%は森林となっており、町の面積のほとんどが森林という町になります。主要な産業は農林業が中心となっております。因みに車のナンバーも、以前は三重ナンバーでしたが、現在は伊勢志摩ナンバーがございまして、ここも伊勢志摩地域のため車には伊勢志摩ナンバーがついています。

町の特産というところでは、会場内の前に設置しております幟にもありますように、お茶が産地の町であります。全国のお茶の産地では、静岡県、鹿児島県に続き三重県は全国で三番目のお茶の産地

になりますが、中でも度会町はお茶の町ということで、宮川という川沿いに茶畑がたくさんあるような町でございます。

そして、観光になりますが、観光名所はあまりございませんが、川や山々を活用したサップが盛んです。宮川の上にサーフボードのようなものを浮かべて、その上に立って漕ぐようなアクティビティですが、最近はその人が気でたくさんの観光客に来ていただいています。また、ラフティングといった川下りもたくさんの観光客に楽しんでいただいていたたり、山の町なので、この時期は登山をしにくる観光客も多いです。

度会ウィンドファームについては簡単な説明になりますが、事業者はコスモエコパワー株式会社で、風車の大きさは、高さ 118 メートル、羽の直径が 80 メートルになります。展望台から撮った風景が、この写真のような風景になります。基数と発電量については、一基当たり 2,000 キロワットのものが全部で 25 基あり、第 1 期工事エリアと第 2 期工事エリアに分かれております。第 1 期エリアで 14 基、第 2 基エリアで 11 基あり、総出力は 50,000 キロワットとなっています。

これまでの簡単な経緯としましては、平成 17 年に風況調査を開始し、平成 25 年に各関係地区から事業の同意を得て、翌年に工事着工となり、第一期工事が完了し運転開始となったのが平成 29 年となり、平成 31 年に第二期工事が終わり運転を開始しました。

最後に、関連する動きとしまして、三重県と度会町は「企業の森づくり」という取組みを連携して行っており、ここから 15 分くらい行くと伊勢市になりますが、その伊勢市に所在する横浜ゴムの三重工場という大きな工場があり、そちらの「横浜ゴム悠久の森」といった活動に参画している。この写真は、昨年 11 月に横浜ゴムの社員の皆さまとそのご家族の方に来ていただいて、先ほどの展望台の周りに植樹をしていただいた時に撮影したものです。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

②質疑・応答

<度会町役場様への質問事項>

Q1. 町の総合計画等において再生可能エネルギー導入政策はどういった位置づけになっているのか。

また、その計画において、その他の再生可能エネルギーと比べて風力発電の位置づけはどうか。

A1. 平成 18 年 1 月に度会町地域新エネルギービジョンを策定し、NEDO 風況予測モデルでも好条件であったこと、また、持続可能な行政分野のためにも風力発電は良いのではないかとということで、自然分野の活用を重点プロジェクトの一つとして取り上げました。同じくして、総合戦略でも脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして基本施策に取り入れました。

Q2. 度会ウィンドファーム事業（以下、「事業」という。）は、最初に事業者から打診があったのか、又は町が誘致したのか。

A2. （町長からもあった通り、）事業者サイドから話がありました。

Q3. 事業計画に対する地権者や一般住民の賛成・反対意見の状況と把握の方法。

A3. 区の説明会が事業者により行われています。そこに、町としては、町の信用というところも踏まえてオブザーバーの立場で参加しました。あくまでも同行という形で、町として集めて説明会を行ったということはありません。

Q4. 事業者対応はどの様にされてきたのか（されているのか）。

A4. 特に他の事業者との区別はなく、町としては中立の立場で対応しました。

Q5. 事業の計画段階から現在までの対応経過及び現状、町としてのスタンス。

A5. 冒頭申し上げたとおり、計画段階から変わらず、町として推進していることに変わりはないのですが、住民や地域が中心ですので、町としては中立の立場、これは変わっていません。

Q6. 事業に係る県条例アセスへの対応及び町としての判断プロセス（意見形成の体制として、外部委員や専門家を入れた審議会などの開催有無。議会での質疑状況。最終判断など）。

A6. 風車の建設工事等は山頂でされますので、水の濁りなどは考えられることから、水道水源保護審議会での検討はかなり行いました。しかし、専門家を交えての審議会の開催などは行っていません。最終的な判断は、基本的には地域の同意を大前提にとらえているので、同意を得られたということで判断をし、町としては議会に報告をして理解を得たということになります。

Q7. 事業に係る住民の不安や懸念に対して、どの様に対応されたのか。また、建設中や稼働後を含めて、問題が生じた際の対応はどの様にされたのか。対応にあたっての参考事例があれば教示願いたい。

A7. 当初から風車と民家との距離が一番気になっていました。事業者からの説明でも 1.5km 以上は離れているとの説明がありました。三重県は、青山高原にかなりの風車が設置されていますが、この伊勢志摩地域では初めてのことでしたので、地域の不安はかなりあったと思われます。しかし、都度説明会を開催し、事業者も真摯にお話をされて、納得いただいたと思っています。町としては、地域からの要望があった場合には、オブザーバーとして説明会等に参加していました。ほとんどは事業者側が真摯に対応してくれたということが一番だと思っています。完成後も特段の問題として私どもは聞いていません。事業者が町内に事務所を設けられているので、そこに届いている以外の話は把握していませんが、町に対するご意見は特段ありません。

Q8. 町として、事業の合意に至る決め手は何だったのか（例：過疎化対策、風力発電の景観による観光振興対策、財源収入の確保など）。

A8. 税込アップは勿論のことです。再生可能エネルギーや SDGs、ゼロカーボンシティといった流れが当時からありましたので、地域の可能性や町のポテンシャルといったものに賭けたような形になっています。特に、先ほども申しましたが、特徴がある町では無いものですから、そういった意味でも判断をしたということが言えると思います。

Q9. 事業を地域貢献型の再生可能エネルギー事業とするために行った工夫や誘導策。

A9. 地域貢献という形では、先ほどの展望台もそうですし、それで企業の「悠久の森づくり」にも繋がったということがあります。それ以外では、度会町の一部体育施設等に風力発電で発電した電力を使用させてもらっています。また、ふるさと納税制度で、今年の12月から当該電力を町の返礼品として活用させていただいています。

Q10. 町の地域防災計画は2021年に策定されているが、風水害や南海地震・内陸型地震の風力発電施設に対する影響はどのように考えられているのか。現時点では、計画・開発時点では想定されなかった規模の風水害や地震の影響が考えられるのではないか。

A10. 三重県の中でも特にこの南西地域は、もとより台風や降雨の非常に多い地域です。もちろん地震の影響もあろうかと思いますが、場所的には、風力発電設備が設置されるのが山頂付近ということもあり、有事が起こったとしても、直接人家に影響することは無いという判断を当時からしています。

Q11. 建設工事中から現在まで、風力発電施設の設置が原因と考えられる川の濁り、土砂災害、騒音等の影響は出ていないのか。また、残土処理はどのようにしたのか。

A11. 水道の取水地がありますので、水道水源保護審議会での審議はかなりしっかり行いました。中でも、水の濁りは一番気にした部分でもあります。工事中は多少の影響はあったかもしれませんが、雨の降り方もずいぶん変化していることもあり、その因果関係や直接的な影響といったところは、私達としては特に感じていない状況があります。林道ですので、多少、道が崩れたりとかはありますが、土砂災害等の影響はありません。開設当初は、「音が聞こえる」という声も実際に聞きましたが、それが問題になることはありませんでした。伊豆の盛土の土砂崩れがあった時に、盛土も当然この地域にもありますので、その辺も調査を行っていただいた。建設残土自体は、場内処理であったため気にしていましたが、そこは調査をしてもらって問題無いという回答を得ています。

Q12. 万一にも上記⑩の影響が出た場合の責任の所在や対応について、町、事業者、地権者でどのように取り決めをしているのか。

A12. 地域、町、事業者の3者で環境保全協定書を締結しています。その中には、「有事が起こったと想定される際には、遅滞なく状況説明等を行い、速やかに適切な処置を講ずるものとする」として、安全保障について明記しています。

Q13. 風力発電施設の建設前後の景観がどの様に変化したのかについて、写真等を用いて説明いただきたい。また、景観変化に伴う住民の反応はどうか。

A13. 山の形状を変えるわけではなく、山の上に風力が建ったということになりますので、現状は変わっていないということになります。この（風車が建ったことによる山頂の景観の）変化をどうして

も嫌がる方はおられて、過去に私自身は一度だけ、「山並みが好きだったのにな」という声をいただいたことはあります。ご意見はいろいろあるかと思いますが、町に直接、苦情やご意見をいただいたことはありません。

Q14. 風力発電施設ができたことによる町全体や地元区のメリットやデメリットは如何か。地元の声があればお聞きしたい。また、当該事業を活用した地元活性化の動きや成果があれば教示願いたい。

A14. 町としてのメリットは、税収アップはもとより、税収の少ない町ですので、日経新聞の特集で、法人住民税が増加した町として紹介されたりしています。企業さんが少し動くと、住民税が上がるという町ですので、そういったところが面白いと思ったことはあります。また、住民サイドは、遠くからでも度会町の位置がわかる、山しかないので「あそこが度会町だな」ということが電車に乗っていてもわかるので、そういったところは言われます。先ほど町長も林道ということを申しましたが、道路の幅が狭く曲がりにくかったところを拡幅してもらったことで、少なからず林業には良い影響が出ていると私たちは感じています。

Q15. 当該事業の稼働前後において、町の環境、社会、経済はどの様に変化したのか。波及効果として定量的にお示しいただけるものがあれば併せて教示願いたい。

A15. 数字で表すのはなかなか難しいところがあるが、先ほどの日経新聞の例を申しますと、2020年度の法人住民税が43%アップしていると出ていました。もともと税収が少ないので、43%もアップしたんだと逆に思ったところですよ。それと、風力発電で発電した電気を昨年12月からふるさと納税の返礼品とさせていただいていますが、3千万円弱を納付いただいているということです。主だった環境の変化はありません。

Q16. 固定資産税等、風力発電施設による町の財政収入はどのくらいか。

A16. 一概に申し上げることは非常に難しいのですが、私の把握している限りでは、年間約1億円が最大で、そこから減価償却の関係もあり徐々に減っていく状況にあります。また、先ほどの林道の関係で事業者も管理をしに行く必要があるため、崩れた箇所があれば修繕対応を迅速に行っていただいたり、町内に事務所を置かれていますので、そういった税収は目に見えない部分では貢献があると思っています。

Q17. 風力発電施設で発電した電気について、町内での活用はされているのか。

A17. まず、ふるさと納税が大きなところで、ブロックチェーンを利用した顔の見える電力というかたちになっていますので、電気は顔が見えませんが、デジタルを利用して顔の見える電気を作って、東京でも度会町の電気を使っていただくというところが認められて、今はそれを活用させてもらっています。また、町としても、一部施設で発電した電気を利用しています。

Q18. 事業の開始前後において、町民の皆さまの受け止め方はどうか（変化はあるか）。また、何らかの動きがあれば具体的に教示願いたい。

A18. 私どもは特に大きな変化は感じていません。工事期間も長かったため、徐々に徐々に建っていくのを見慣れているので、そういう変化は特に感じていません。25基が動き出した頃に、そもそも全部動くということがあまりないので、メンテナンスなどで一部の風車が止まっていると、当初はわからないので、「あそこ止まっているけど大丈夫か」といった声を逆にいただいたりして、気にしてもらえているんだなということを感じた瞬間はありました。

Q19. 電力小売事業等を展開する「㈱UPDATER（アップデーター：旧みんな電力㈱）」と連携し、町として、風力発電の電気をふるさと納税の返礼品として活用する取組を実施されているが、寄附状況はどうか。また、この取組みは他自治体でも実施されているのか。

A19. ふるさと納税の活用には2年ほどかかっており、総務省は絶対に駄目だということでした。顔が見えない（特定できない）ということで、説得するのに苦労しました。昨年6月に、地産だとわかれば電気も認めるという方針が出ました。昨年12月中旬からふるさと納税の返礼品として活用することを始めて、これまでに3千万円弱の納税をいただいています。これは、最低30万円の寄付で30%ですので、9万円の電気をということになり、多い方で600万円ほどを納付いただ方もいました。

Q20. 現在、環境アセス手続き中である「度会・南伊勢風力発電所建設計画（方法書段階終了）」の事業計画地、町としての対応経過や現状について教示願いたい（意見形成の体制や対応経過、町や県のスタンス、住民の反応・意見等）。

A20. これは、度会町南部の南伊勢町という海沿いの町との境界付近に計画されているものです。4,300キロワットの風車を12基ということで、51,600キロワットの計画となっています。この計画に対する町のスタンスは、推進しながらも中立の立場ということで以前と変わっておらず、地域の賛同が無ければ容認はしないということになっています。この計画については、賛同されている地区が多くありますが、一部の地区の一部の方が反対を表明されているので、今のところは容認とはなっていないのが現状です。

Q21. 「度会・南伊勢風力発電所建設計画」に係る地域との関係構築として、住民への事業計画並びに環境アセス等の情報提供、説明会等の取り組み状況や事業者と地域住民とのコミュニケーションを促すための取組や課題について。

※「度会・南伊勢風力発電所建設計画・環境影響評価方法書三重県環境影響評価委員会小委員会」質疑概要（令和3年3月9日）では、水源や低周波に関する住民意見への事業者回答に不十分さが窺えます。度会町長の環境影響評価方法書に対する意見（令和3年3月23日付 三重県知事宛）では、「計画を進めるにあたっては、環境への影響を最大限、回避及び低減に努めた計画とし、地域住民の不安が払拭され、事業への理解が得られるよう丁寧に対応すること。なお、

本町としては関係する全ての地域の理解が確認されなければ、事業を推進することはできないため、その点充分考慮されること。」と述べられ、三重県知事もその意見を踏まえ、「地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払拭及び事業への理解に向けた努力を行うこと。」と意見されている（令和3年4月21日付）。特に大規模発電設備を設置する場合、土地の開発を伴う場合、近隣住民の生活環境への影響が課題になる場合には、地域とのコミュニケーションを密に図ることが、事業計画策定ガイドライン（風力発電）でも求められています。

A21. 基本的には、町として推進する立場は同じですが、地域の合意が大前提というスタンスに変わりはないため、事業者様には情報提供や地域とのコミュニケーションをしっかりと取るようにいつも伝えているところです。今年9月から地区に事務所を開設したと聞いており、個人宅への訪問や便りを配布するなどして地域に入っていこうとしている動きが見えている状況です。

Q22. 町内では、大型の風力及び太陽光の発電施設が稼働中で、計画中の大型風力発電事業が存在する。令和3年4月には、広域6町で2050年ゼロカーボンシティを宣言され、今後更に再生可能エネルギーの導入を推進していかれることが思料されるが、適切な導入を図るための取組みについて検討されているものがあれば教示願いたい（京丹後市は、令和2年12月にゼロカーボンシティを宣言。先日、市脱炭素ロードマップを策定し、今年度、再エネ導入に向けたゾーニング事業の実施を予定している。また、適切な導入を図るための条例等の整備を検討している）。

A22. 度会町は今年の4月に広域6町でゼロカーボンシティを宣言しており、これは広域6町スーパーシティ協議会というものがあり、スーパーシティに申請をしていこうという動きが2年ほどあり、その流れでゼロカーボンシティ宣言も同時にしたということです。国が進めているデジタル田園都市国家構想という形にシフトしており、そこで採択を受けていろいろと事業を進めているという形になっています。昨年4月にゼロカーボンシティを宣言しましたが、現在2ヵ年計画で再エネ計画を作成中です。新たな導入も検討はしていますが、どちらかというとなたにというよりは、既存する再生可能エネルギー設備の活用を進めていけないかということを検討しています。既存設備は、FIT 価格ですので、FIT 法を見据えた形で上手く活用できないかと考えているところです。

Q23. 2030年、2050年脱炭素社会の実現に向けた町としての将来展望を教示願いたい（風力発電事業の今後も含め、各市町村単位の動きとして、田舎や中山間地における特に「エネルギー」や「食」を絡めたお考えがあればお聞きしたい）。

A23. 町内の電力使用量に対して、ポテンシャル調査で4倍の保有量があります。ほとんどが山ですので、使う電力に対して吸収量を考えた時には、それより4.2倍あります。その再生可能エネルギーのポテンシャルを、地域にはシャープ、パナソニック、京セラといった大きな事業所があるため、そういった事業者に上手く使ってもらえないかということを探しているところです。環境省の脱炭素先行地域にもエントリーしていきたいと考えています。

Q24. 近隣の松坂市では、中央構造線に近い位置での大規模な風力発電所の建設計画があり反対運動が起こっている。町としては、このことをどのように捉えているのか。

A24. このことは、この地域でも新聞報道がよくされています。他の自治体のことなので、私どもはよくわからないのですが、松坂市議の一部の会派の方がこちらに見学に来られたことがあります。皆さん、中立の立場ということで来られたが、松坂市としては、事業者が地域を無視して進めようとしている計画として聞こえるということをおっしゃっていました。度会町は良いですねということをおっしゃっていたという状況がありました。

<コスモエコパワー㈱様への質問事項>

Q1. 当該事業の計画段階から現在までの対応経過及び現状、事業主体としての理念について教示願いたい。1997年に日本初の風力発電事業者（エコ・パワー㈱）として創業された風力発電のリーディングカンパニーとしての理念、風力発電事業のあるべき姿を教示願いたい。

また、下記の全項目において、風力発電所建設に際し、御社が創業から今日までに培ってきた経験、収集した知見を踏まえた回答となるよう配慮いただきたい。

A1. 1997年（平成9年）7月1日に会社設立。当初は社員10人弱でした。言いますのも、当時の日本では風力発電が商業ベースにのっかっていませんでした。シンボリックなもの、4枚羽根風車、小さな10キロワットクラスのものも点在していたものの、事業としての成立は、日本はすぐ後発で、先進のヨーロッパなどと比べると全く次元が違っていました。

当時の日本のエネルギー政策は、原子力や火力はさておき、当時新エネルギーと呼ばれていましたが、その分野において日本では太陽光しか可能性が無いのではないのかと、その名のもとにサンシャイン計画やニューサンシャイン計画、ムーンライト計画というのがありました。

私どもの会社、当時の創業者のポリシーは、日本にもチャンスはあるはずだ、風力としての可能性、賦存量は必ずあるはずだということから、まずは形を作っていくことから始めたのが当社になります。私も気が付けば25年ほど会社にいますが、その中で実態を作りながら、なおかつ政策です、当時は通商産業省ともやりとりをする中で、わが国の新エネルギーの普及に信念をもって歩み続けてきたというのが発足の経緯です。

企業の理念というところですが、本社は東京に置かせていただいています、ご承知のようにここで風力発電が、ポテンシャルがあるわけではないので、北は北海道から南は長崎県五島列島まで、発電所を創業していますが、やはり地域、地域で事業を営んでいるということから、私どものポリシーとしては、「地域との共生」という形で、勝手にものを進められるものではない、地域に根付いた形で、顔の見える間柄を作る、一言で言うと信頼関係が無ければこの種の事業は成立なし得ないというある種の確認をもっています。そういった意味で、ここにいる小暮や、私も開発を担当した時代がありましたが、とにかく地域、それぞれの計画地域の皆さまに受け入れてもらうといったところの信頼関係を数年越しで築きながら、自治体もそうですし地元の様々な各種団体や事業者の皆さんのところにも行って顔の見える関係を築く、これが原点だという信念をもって事業を営んでいるというところなんです。

度会のケースでいけば、すでに発電所が完成していますので、工事の段階から現地に事務所を開設させていただき、ここにいる中村もそうですが現地で採用させていただき、地域に根付くという形で、何かあればその事務所にも相談が入りますし、そういう形で一体となって事業を運営していくという信念をもって取り組んでいます。

会社の営みとしましては、風力発電事業をほぼ単体を営んでいる会社ということで、これまでに全国で30万キロワット、175基という形で実績を積んできました。それぞれの地域の皆さんと信頼関係を築きながら、できたから終わりではなく、できた上ですべきことがあるということで、先ほどの説明資料にありましたSDGsの観点で、わかりやすく言いますと、7番（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）や13番（気候変動に具体的な対策を）という世界ですが、4番（質の高い教育をみんなに）というところでも、我々企業が果たすべき使命は大きく、具体的には、実例として他の発電所でもありますが、幼稚園、小学生、中学生、高校生、教員の皆さまへの環境学習という形で、実際に風車を観ていただきながら、メカニズム、どうやって風が電気に変わるのかといった環境教育なども、求めに応じてどこでも対応するというスタンスで努めさせていただいています。

こういったところと併せて地域との取組みなどもホームページでは紹介していますので、興味・関心があればぜひご覧いただければと思います。

企業理念というよりも、一言で言えば地域との共生ということに強い信念をもって社員一同取り組んでいるということをお伝えして、私からの説明とさせていただきます。

Q2. 事業計画地としてこの場所を選んだ決め手は何だったのか。

A2. 風力発電には、3つの道というものがあります。車がちゃんと通れる道、風が通り抜ける道、作った電気を売る電気の道（送電線）が揃っているということで、15年以上前ですかね、こちらで風を測り始めたという状況になります。

Q3. 事業計画に対する地権者や一般住民の賛成・反対意見の状況と把握の方法。

A3. 度会町にある弊社の発電所は、ちょうど町のど真ん中の尾根にありまして、北・東・南すべてに、住民の方が住んでいる場所になっています。合意形成を行った地区は、全部で16地区ありまして、説明会の数は数えきれないほど実施しました。その中で、反対というか不安の声を伺ったことも多々ありました。そんな中で、町にも同席いただく中、粘り強く合意形成を図っていったという状況です。

Q4. 行政や住民への対応内容、地元住民等への理解促進策の実施状況。

A4. 懸念事項等ありましたが、特に私の肌感覚としては、音について、当時、テレビ報道でも低周波や超低周波がどうだという心配の声がありました。今回の案件ですと、弊社の風車がある静岡県の磐田市の方に大型バス2台で計100名弱の住民をお連れして、実際に風車の真下から何百メートル離れた場合、こうなるんだという風車の音を実体験として感じ取っていただきました。また、風を測るポールの上に風車の音を録音したスピーカーを載せて、夜中にスピーカーから流し、音を出し

たり切ったりして1キロメートル離れた場所でどれくらいの音になるのかといった調査も行い、その結果を皆さんにも共有することでご理解・ご安心いただけたのかなというところです。

Q5. 発電規模 30,371 世帯分（町の世帯数の約 10 倍）の発電電力とのことであるが、計画時に想定した発電量と比較した場合、大きな差異は生じていないのか。

A5. 当然、自然相手なので風は強い年もあれば弱い年もありますが、基本的には想定通り回っているという状況です。

Q6. この風力発電施設を建設したことで、利益は得られたのか。一方、課題やデメリットとしてはどのようなことがあるのか。

A6. 当社は上場していないため決算の数字は公表できないが、赤字ではないということはわかっています。

Q7. 建設工事において、特に地形・地質、自然環境などの点で注意、配慮したところは何か。また、環境アセスの手続き段階では、どういった分野の専門家の意見を聞き、計画にどのように反映させたのか。さらに、同手続き段階で、風力発電機等設置場所の地質状況を把握するためのボーリング調査等は実施したか。

A7. 京丹後市の場合は法アセスの対象になっていますが、度会町のウィンドファームは、法アセスの対象にまだなっていない時代であったため、20ヘクタール以上の改変を伴う事業ということで、三重県の実験評価条例といった条例アセスの方で対応していただいています。一番しました調査としましては、住民の方々が心配されているところよりもむしろ、アセスの得意な部分でもある猛禽類のクマタカや鷲といった鳥類の調査を一番厚くするというので、手続きとしてどうなのかなということも個人的には思っています。

Q8. 建設工事中から現在まで、風力発電施設の設置が原因と考えられる川の濁り、土砂災害、騒音等の影響は出ていないのか。残土処理はどのようにしたのか。

A8. 事前に評価書まで終わらして、工事着手直前の年度である 2013 年から工事期間前と期間中の 2020 年まで 8 年間にわたって事後調査ということで、工事中の水の濁り等の調査を行っています。その結果、影響がないことを確認してまして、先ほど町からもありましたように、地元の方々から水が濁ってどうしてくれるんだという話は全くいただけないという認識であります。

Q9. 万一にも上記⑧の影響が出た場合の責任の所在や対応について、町、事業者、地権者でどのように取り決めをしているのか。

A9. 先ほど町からの説明にもありました通り、環境保全協定書を三者で締結し、事業者としてしっかり対応するというものを結んでいる。

Q10. 風力発電機の資材搬送時に生じた課題、その解決策を教示願いたい。また、独自技術があれば併せてお願いしたい。

A10. 独自技術といったものはないが、林道が5メートルほどの道幅ですので、羽根が40メートルということで、基本的には起立装置といったものを使い羽根を45度くらいまで上げて、なるべく改変を減らすような輸送の方法を採用したという実績があります。

Q11. 工事関係車両の通行やブレード・タワー等の建設資材輸送に係るアクセスルートの説明、及び通行や輸送に際し、道路・林道及び周辺の土地改変・立木伐採があったのか。県道38号（伊勢大宮線）、町道麻加江注連指線、広域基幹道路麻加江小萩線等の利用があったと聞いている。

A11. 本日この後に道を通っていただくとよくわかりますが、林道の道幅が狭いため、造成はなくとも伐採の必要はありましたので、地権者と契約のうえ伐採し輸送を行いました。

Q12. 上記⑪に関連して、道路（町道・林道）並びに周辺地の占用もしくは改修にあたって、道路管理者との協議や道路周辺の地権者・住民への事前説明や周知はどのようにされたのか。林道麻加江小萩線の通行止めや資材積替ヤード（度会町麻加江）の設置が行われたと聞いている。

A12. 事前の周知や計画中における関係地区への説明会等々でしっかりと行っています。

Q13. 管理道路の新設や風力発電設備の建設など、林地開発に伴う地権者、地元区及び行政との手続き内容・プロセス、これら手続きにおける注意点（行政、地権者、地元の各視点で）や課題として認識していることを、事業者の立場から教示願いたい。

A13. 場所や地域の慣習といったところで、一概にこれが正しいというものはありませんが、事業を進めるうえで意見が割れてしまう一番の要因が、事業者が勝手に計画や事業を進めていたということでありまして、冒頭に長澤からありましたように、我々も長く事業をさせていただく中で、何が一番大事かという点で、やはり地権者や地元住民の方々との合意形成無くしてこの事業を進めることはできないと理解していますので、弊社としては、まず地域との合意形成があったうえで事業を進めるということをモットーにやっております。

Q14. 尾根部への管理道路の新設や風力発電設備設置工事における課題（注意を要する点）、配慮事項、残土処理の方法、土砂流出防止対策。

A14. 基本的に残土は場内処分ということで、林地開発手続きや保安林解除手続きの中でしっかり設計基準を守って進めている状況です。

Q15. 風力発電設備の設置工事に係る施行前、施行中、施行後の写真を用いた説明をお願いしたい。

A15. この場でお見せできるものがございませんので、現地に行って確認いただきたい。

Q16. 町の地域防災計画は 2021 年に策定されているが、事業者として風水害や南海地震・内陸型地震の風力発電施設に対する影響はどのように考えているのか？現時点では、計画・開発時点では想定されなかった規模の風水害や地震の影響が考えられるのではないか。

A16. 条例アセス手続きや森林法絡みの許認可手続きの中で対応している状況でして、細かい数字を持ち合わせておりませんが、確か三重県の場合は地域によって異なりますが、時間雨量 150 ミリぐらいに耐え得る仕様にしなさいということが林地開発上決まっているため、それに耐え得るものとなっております。こちらが熱海の盛土の問題ですとか、どうしても太陽光発電に関しては規模が小さいところもあり、森林法との許認可の抜け道が出来てしまうといったところが、風力発電とは違うのかなと考えております。

Q17. 台風対策はどうなっているのか。基準や数値などがあれば教示願いたい。特にブレードの強度等。風速 30m/s 以上で運転停止後、それ以上の風速 (50m/s) がある場合の基準など。テスト等はこの機関に出されているのか。

A17. 風速 25 メートル以上の風が吹くと、カットアウトといって羽根を倒して風を受け流すといった仕様になっています。また、認証は GL 認証というものがあり、今回観ていただく風車に関しては、3 秒平均で 83.2 メートル程度まで耐えられる設計で認証を受けている状況です。地震に関しても、震度 5 弱以上の強い地震があった場合は一度稼働を停止して、問題がないことを確認したうえで、再稼働するという運用を行っております。

Q18. 町の国土強靱化地域計画（令和 2 年 3 月）において、「大規模再生可能エネルギー事業に起因した災害想定」がされている。この中で、風力発電事業者は、保守点検計画に基づく定期報告を実施中とあるが、当該点検計画及び定期報告の内容を教示願いたい。

併せて、災害発生等の有事に備えた事業継続計画（BCP）、また、当該事業に起因する自然災害等の発生に備えた体制・対応マニュアルについて教示願いたい。

A18. BCP についてもしっかりと備えていますが、社外に出していないため、今回は開示を差し控えさせていただきますと思います。

Q19. 今後、本事業が水環境に及ぼす影響の評価方法と水系の保全策をお聞きしたい。

※度会ウィンドファーム事業の環境影響評価事後調査で、各風車施設位置沈砂マス出口の降雨時の越流状況と越流水の濁り、工事中の簡易水道の表流水取水場上流における降雨時の湧水状況確認のため、水質調査が 2015～2018 年度行われた。（平成 30 年度度会ウィンドファーム事業に係る環境影響評価事後調査報告 令和元年 5 月）経年調査結果として、「水道水源である注連指及び長原の浄水場の取水口上流に風力発電事業工事における濁水の影響はほとんどなかったものと考えられる。」と報告されている。本事業の環境アセス（準備書）で町長は「水質については濁水の調査に留めず町民の生活の安心・安全確保のために厳格に評価すること。また造成地の表層が安定するまでの事後調査の対象として、適格な検証に努めること。紀伊半島南部は有数の多雨地

域であり、近年では予測しえない豪雨が発生していることから、降雨時の河川の状況の監視に努めること。」と意見されている。

A19. 三重県条例の方で対応させていただき、事後調査を約8年間行いまして、特に問題がなかったと認識しております。

Q20. 風力発電設備の建設に伴う景観影響の調査、予測及び評価においては、観光名所や施設、地元が重要視する場所を眺望点に設定し、そこから風力発電所までの距離を用いた垂直見込角の程度、フォトモンタージュによる方法が一般的となっている。御社がこれまでに行ってきた風力発電所建設の経験を踏まえ、地元関係者との合意形成を図るにあたって、眺望点にはどのような場所を設定するのが適切なのか、また、環境アセスでの調査、予測及び評価の結果と建設・稼働後における実際の景観とを比較した場合、評価結果の見え方や認識に齟齬が生じたことで、地元関係者とトラブルになったり、トラブル解消のための環境保全措置を講じた事例があれば教示願いたい。また、トラブルを未然に防ぐための対応策（事業者、地元関係者の各視点）についても教示願いたい。

A20. 建設後に、特段、景観が悪くなったという声は、我々事業者の方には届いていません。運転開始後、住民の方々に町民見学会といったものを開催させていただいたが、2日間で900名強の方々が参加され、非常に興味が大きいんだということが実感できたと思っております。

Q21 風力発電施設稼働後に実施されている事後調査結果において、環境アセス評価書との比較結果を教示願いたい。

A21. 音の事後調査についても実施してまして、アセス評価時と比べると問題はございませんでした。

Q22. 風力発電施設稼働後における苦情・トラブル、災害の発生、これらに対する環境保全措置等の対応を実施した事例があれば教示願いたい。

A22. 現状、苦情・トラブルは、特段発生していないという認識でおります。

Q23. 本風力発電事業を計画段階から進めていく中で、地域貢献策についてどのように考え、地元の行政や関係者との協議を重ねてきたのかを教示願いたい。

A23. 町の説明であった通りになります。

Q24. FIT 認定期間終了後における風力発電施設の撤去、自然復元、リプレイス等の将来展望について、環境アセス手続き中に行った行政や地元への説明内容、また現在の考えを教示願いたい。また、自然復元の計画と方法はどのように考えているのか。

A24. 現状、契約上は現況復旧となっておりますが、20年間の事業になりますので、その時の電力事情や電力政策の流れの中でとなりますが、できましたらせつかく山も造成しておりますし、20年後の風車は今よりも性能が良くなっていると思いますので、住民の方々のご理解が得られれば、リプレイスという形で永続的に事業を行っていきたいと考えております。

<当日の質問事項への回答、意見交換>

Q1. (審議会委員) 地質や地形に関心がありまして、志摩半島と申しますか海から近い箇所に山があるので、高低差が非常に目について良い感じの山だなと思ってバスの中から見てきたのですが、山頂付近の地質は、おうむ岩となっております、写真で見ると白っぽい花崗岩のような感じですが、崩れやすいとか、造成しやすいとか、そのあたり少しご説明いただきたい。

A1. (事業者) アセスの中で、確か先生方にも来ていただいて、チャートだねということは聞いています。言われているとおり、この後山に行くともわかりますが、パラパラ崩れるような地表をしています。ただし、風車の基礎も16角形で、厚さが数メートルあり、その下に杭を打っているため、基本的には地質上は、風車の建設に大きな問題はないということで理解しております。

(町) 当町の隣に玉城町があり、その尾根が中央構造線になっており、玉城町に行くとも赤土の柔らかい地質をしているが、こちらはチャートで、この庁舎自体も比較的固い岩盤の上に建っています。近隣で震度3ほどの地震が起きても、こちらでは震度1にも満たない状況です。それくらい固い岩盤なので、風車の工事も大変だったのではないかと考えています。

(事業者) 補足として、風力発電機は、平成20年に建築基準法の適合法が改正され、超高層ビルと同じ構造基準を満たさないと(国交省の大臣認定を受けないと)建てるのが認められないということで、通常は支持層までのボーリング調査というところに対して、更に大深度のボーリング調査をしながら解析して、強度設計をしたうえで大臣認定をもらって初めて建設ができるという形になってきています。山岳地の場合は、結構べた基礎(杭を要しない)のケースはあるんですが、全てポイント調査をしたうえで設計を作って、国の審査を受けて、建設工事に入れるということになっています。

Q2. (地元区長) 区長の立場でお話を伺いたい。今の答弁の中で、地元の合意が一番だよ、地権者が一番だよという話がありまして、地元の合意というのは、例えば村や区が総会等をもって決議したのでしょうか。事業者が地域を回って一生懸命に説得にあたっているという話、それからもう一つは、一部でも容認をしていなければ進めないという話、このあたりを聞かせていただきたい。

A2. (事業者) 対象地区というのは、地区や自治会といったものが度会町にはありますが、該当地区が周辺に16地区あったので、そちらを対象に合意形成を図ったという状況です。それから、計画地の中で反対される方、ご不安の声の方もおられましたので、そういったところに関してもしっかりと説明をしたうえで、最後は、全員が賛成でない限り進めないということでは難しいため、どこかのタイミングで地区において決議を取っていただいて、最終的に賛成多数ということで皆さまからご同意いただいたという状況です。

(地元区長) 該当する16地区だけということですね。

(事業者) 16の地区には個別で説明会をさせていただいて、それ以外に町民説明会を別途させていただいて、広く他の区内の方々のご意見も伺う場、説明の場を持たせていただきました。

(市事務局) 該当の16地区というのは、何を以て該当すると決めたのですか。

(事業者) 流域と距離をもとに決めました。当時の前町長の時に計画を持って行ったこともあり、

前町長とも直接にどこまでの合意形成が必要かというところを、町担当者も入っていただく中で決めさせていただく中で該当地区が広がったという経緯がございます。

(事業者) 補足としまして、事業者が勝手に決めているというわけではなく、地元自治体の声、自治体は且つ地域の声を尊重されますので、そういった過程を踏んだうえで最終決定をしているということですので。

Q3. (地元区長) 度会ウィンドファームの環境アセスメント手続きが開始されたのが平成19年7月頃からと書いてあります。私達のところは配慮書段階が済んだところですが、現地調査、現地踏査をされて実施判断をされたのかどうか。本市の事業者は、現地に行かずに進めておられるが、その辺のところを伺いたい。

A3. (事業担当者) 度会ウィンドファームのケースでは、条例アセスの手続きということで、配慮書という手続きがないため、まず、方法書を出ささせていただきました。その方法書の手続きを進めるに当たっては、どういった地質なのかということはしっかり確認したうえで進めていますが、先ほど申しました本格的な猛禽類の調査等に関しては、先生方からいただいた調査方法等の指導に基づいて、それを反映して、方法書の手続き以降に現地調査を実施しているという状況でございます。

また、音に関しても、方法書の段階では、風車の配置も決まっていないケースが恐らく多いと思われるので、配置がまず決まったうえでないと予測評価もできないというところもありますので、なかなか配慮書段階で現地調査を十分にやったうえでというのはちょっと難しいのかなと思います。むしろ、しない方が、柔軟に事業計画を変更等できるので、そういった意味では、我々も十分に調査をしたうえで方法書手続きをするというわけではございません。

(地元区長) 結局、地元としては非常に不安なんですよね。アセスだけは、どんどんどんどん進んでいくことが今一番の不安で、それでもアセスは実際問題として進んでしまっているんです。このため、地域の同意といったところが、乖離しかけてしまっており、このあたりが今の事業の進め方に問題があるのではないかと考えています。やはり、地域同意を得ようと思うと、やはり現場を見ていただいて、ここで良いのかどうか。この後、度会ウィンドファームの現場を見せていただくが、恐らく我々のところとはだいぶ違うように感じています。事業者が地域に説明される時に、現場も見えていないのに、説明なんてできないと思うんです。このあたりを不安に感じ、疑問に感じているところです。

(事業者) この事業で言いますと、アセス実施前に風を測る場所を三箇所設置しまして、アセスの前くらいから地元地区への説明を始めて、複数回行って来たというところなんです。京丹後市での事業者がどういう進め方をされているかがわかりませんが、当社の場合、アセスをしている時には地元説明をさせていただいていた状況です。

(事業者) アセスをやっているから事業ありきではなく、並行して進めているというのが当社の認識です。法アセスの配慮書手続きについては、後から加わったという経緯はありますが、私どもはアセスに限らず、既に地元に入っているいろんな調査をする段階から、各地区の区長さん方にはご挨拶をしながら、先ほど私が冒頭で申し上げた顔の見える、正直なところまでできるかどうかはわからな

い段階ですが、アセスを含め年越しの調査をこれからやって参ります、お願いしますという形で努めているのが、私どもの進め方です。他市さんの状況は、私どもの認識が及ばない部分ではありますが、アセスありきで事業ありきということではないという認識は、風力発電事業者であれば根底にはもっていると思います。方法書の段階になりますと、地区以外の誰もが参加できる説明会を必ず実施するというものがありますので、そういった過程で様々な意見を拾えると、これは時としてアセスの分野に限らないという認識でいますので、個別の対応という形で当社としては対応してきているということになります。

Q4. (地元区長) 今のお話を聞かせていただく中で、私どもの関係も地域住民は不安な部分が払拭できない中での反対の聲に繋がっていると解釈されるわけですが、具体的に反対されている内容はどのようなことに対してでしょうか。例えば、自然が破壊されるだとか、水が悪くなるとか、どういう状況で反対の聲があがっているのかを教えてください。

A4. (事業者) 当時のことで覚えているのは、「山を切って山体崩壊が起こって集落が全滅するのではないか」とか、「低周波音で死んでしまうのではないかと」とか、「水が汚れて田んぼの米が美味しくなくなってしまうのではないかと」といった声があったと記憶しています。

(地元区長) それらの部分で、現状として風車が設置された中で、こういった問題が逆に理解されて、当時はこのような話が出ていたけど、今になっては声が少なくなったという状況はございますか。

(事業者) 現状は、全くこうした不安の聲はないという認識でいます。

(町) 町としても全く同じです。先ほども申しましたように、この地域では初めての風力発電事業でしたので、低周波音や獣害等を心配する声、水の問題もありましたが、結果として苦情等は一切無いということをお知らせいたします。

(事業者) 初めてそうした計画が来るというのは、地域の皆さんは非常にわからないことが多々ある中で、不安というのは拭えないのは当たり前のことだと思います。だからこそ、アセス法で決められた説明や開示に留まらず、ご心配ごと、経験のないものでもあり、巨大な構造物でもあります。尚且つ太陽光と違い回転体ですので、やはり音も出るだろうといった様々な懸念があるのは無理も無い話だと思いますので、個別にしっかりと繰り返し対話を重ねていくというのが、私どもの取組み方と共通する部分としてありますので、また、そういった声を挙げることは尊重されるべきものであり、権利でもあると思われるので、何らの遠慮はいらないと私どもも考えております。

Q5. (地元区長) 我々の地域には、天然アユが遡上する非常に貴重な二級河川があります。過去、いろいろな開発事業の中で、川の中に泥水が流れるようになって、アユの生息数が激減していくといった状況がありました。そういった中で、度会町と南伊勢地域の風力発電所建設に関わってになりますが、令和3年2月1日に行われた小委員会の中で、委員さんから水生動物の調査に関わって、最近環境DNA調査を行うこともあります。その予定はありますかという質問があり、事業者からは必要に応じて環境DNA調査も検討していきますという回答をされており、度会町から県に提出された意見書の中には反映はされていないが、県の小委員会の中でのやり取りを受けて、三重県知事

が意見の中にしっかりと環境DNA調査についても検討することと明記されています。我々としても、アユも含めた水生動物について、環境DNA調査とは具体的にどういう調査をされるのかということを知りたい。

A5. (町) 度会町と南伊勢町との境にある風力発電事業者は、電源開発という会社でして、元は国の機関なんですね。調査部門を持っておられて非常にしっかりと調査をされていて、私もDNA鑑定調査のことは具体的にわからないのですが、非常に真摯に動いていただいているので、先ほど申しました松坂市議の方がお見えになった際にも、度会町はコスモエコパワーで、J-POWER という元は国の機関の電源開発ということで度会町は良いですね。ということをおっしゃって、しっかりとした事業者であるということを知りながら教えていただいたという感じでした。南伊勢町様のことは存じ上げていませんが、ここにも書いてありますように、しっかりと地域の理解を得るように努力をなさうということを知事からもおっしゃっていただいていますし、度会町からもその旨を事業者に伝えているという状況でございます。

(地元区長) 事業者様で、環境DNA調査というものを、もしご存知であれば教えていただきたい。

(事業者) 専門ではないのですが、環境DNAというのは、生物個体からDNAを採取するのではなくて、事業がされる前の水の環境がどんな形で変化したのかを測定するのが環境DNAです。風力発電所が出来て汚泥が流れてきたりですとか、そういった時に何か変化があったのかどうかを事前に確認するものです。本ウィンドファームの条例アセスの段階では、こういった言葉は無かったように記憶しています。しかしながら、今現在、環境アセスの審査の中では、国の審査ではほとんど環境DNAという名前が出てきて、その調査をなさうという国の先生方の指示が出ているというように聞いているので、当然、京丹後市の新しい開発においては、環境DNA調査がありきというふうに、私は考えている次第です。

Q6. (地元区長) 我々の地域で計画されている事業者から先日電話がありまして、方法書が少し遅れているということで話をしていましたら、円高や物価高騰、資材がなかなか入ってこない今の状況の中で、計画自体の見直しをせざるを得ない状況ではないかと理解しています。風況調査が、来年3月末に終わるようですが、その時期が今後どうするかのターニングポイントになりそうだとおっしゃっていました。先ほどの事業者様からのお話の中で、20年後にはもっと良い風車ができてくるので、その後も継続して事業をしたいということをおっしゃっていましたが、今のこうした状況の中で、現在は赤字ではないというお話でしたが、それが可能なのかどうかを見解だけ教えていただきたい。また、決して外資には売らないでほしいということをおっしゃっています。

A6. (事業者) 採算が合うかどうか、先ほどお話のあった資材高騰や為替等々の外的要因も多々ありますが、まず、風がしっかりと吹いていることが最も大事な点になります。我々も今回計画されている事業者様の風のデータも見ていないので、何とも言いえないところではありますが、問題ないサイトであれば、我々ももっとやっていきたいと考えているので、もし、外資に売るとなれば、我々の名前を出していただければ行きますので。

(事業者) 今お話しをお聞きして、風況調査が来年3月に終わると聞いて、ということは調査の1

年目であるのなら、事業化は当然できないと思いますので、見込みで進めておられるのかなと勝手に思ったりして、通常であれば複数年で測ります。年間の変動もありますし、昨今は様々な気象の変化もありますので、例年どおりのほうがむしろ珍しくなっていますので。なおさら1年目であるなら、まだまだ配慮書も事業をする前提にはのらないものではないのかなと思ったりもします。

Q7. (審議会委員) 事業者の先ほどの説明の中で、地形地質がチャートで非常に硬い岩盤なので、そこを強固な土台を作ってしまったというお話がありました。三重県の知事意見の中では、変成岩帯であるからこそ、固い上に柔らかい地層がのっているので、地滑りが起きやすい地帯だというような記載がございます。このことへの対応がどの様になされているのか、岩盤を固くくい込むような工事にあって、地滑り対策は水ではないかなというふうに考えるんですけども。それから、度会町の防災マップを拝見したが、今回の風力発電が建っている山の裾野のほうに集落があるわけですが、いずれの地域も土砂災害警戒区域や地滑り地帯ということが載っていました。このあたりへの対策も、事業者と町にお聞きしたいです。

A7. (事業者) 地滑りに関しては、超高層ビルと同レベルの人が住むマンションと同レベルで風車が倒れないような設計になっていまして、そのために基礎を打っているというものなので、その構造物自体の危険性は限りなく低いであろうという認識でおります。崩れやすいというのが、何をもってなのかということなんですけども、私の個人的な感覚としては、林業が衰退した山に関しては、人の手が入っていない山については、すごい雨が降った時に崩れやすくなっているであろうなという認識でおります。今回は尾根を切って風車を建てていますが、基本的には、勾配としては平らなところを作るので緩くなる方向にありますので、施工がしっかりとしていれば逆に崩れにくい山になるであろうなという認識でおります。

(町) ご指摘のヤードの部分というのは、先ほど事業者が話されたとおりですが、私どもが一番心配したのは、残土を場内処理するのに盛土をいくつか造ってあるので、そこがどうなのかということでした。そこは、熱海のようなことはなく安定勾配をしっかりととられていますし、常に確認をいただいていますので、そこは安心だなという状況にあります。また、私は防災も担当していますので、やはり1%の地形の中で住宅があるということで、山の裾野に家が建っているところが多くありますので、そこには谷水が流れるということで危険区域になってしまうというのは現状ですが、当町は比較的強いと言いますか、今までの雨の降り方が変わったところでも、決して安心はしていませんが、崩れてくるということは今のところなくて、ですが、防災面としては大災害、特にゲリラ豪雨ということがありますので、そういった部分では目を見張りながら、避難対策の指導をしているところです。むしろ、宮川という一級河川がありますので、そのダム湖で貯められなくなった水を流してきますので、それで水かさが増して、床上浸水するといった方が当町の被害としては多い状況です。

(審議会委員) 私どもの地形としましては、花崗岩体質で非常に崩れやすく、現在、風力事業が計画されている山自体も花崗岩体質で、それによる流域の河川は砂で埋まりやすい、既に埋まっている状況ということで、風力発電の計画をされる時には第一に風況だと言われるが、私どもはこの間

様々な専門家の意見も聞いてきまして、風況だけではなく、地形・地質、その地域ごとの自然環境をしっかりと把握することが大事ではないかなということを思っていました。大変参考になるご意見・ご回答をありがとうございました。

③度会町 課長様より「宮リバー度会ソーラーパーク事業」の紹介

現地へ向かう道中、大規模太陽光発電所が見えてきます。そこは、100ヘクタールを超える中部地区でも恐らく一番大きい規模の発電所になります。そこは、工事で出た残土を山中で処理していて、安定勾配を保ったうえで発電所が稼働し始めております。そういった状況があつて、心配されていた水の濁りや汚濁は、実はこの太陽光発電所の方が気にしてまして、8か所の調整池でしっかりやっています、昨年・今年もそうですが、大雨が降った際も確認しましたが、調整池でしっかり管理ができているということで、だいぶ厳しく指導をしてきました。そこも思ったよりも、もっと問題が出てくるかというようなことも思っていたのですが、今のところ安定的に動いている状況です。発破で爆破しないと削れないような地形でしたので、当町はそういう地形なんだという理解をしております。

今後も何かございましたらお答えさせていただきますので、審議会事務局を通して連絡くださればと思っております。

事業者名：合同会社宮リバー度会ソーラーパーク

※(株)九電工、東京センチュリー(株)、(株)ベルテクノエナジーなどが出資した合同会社

本社所在地：三重県度会郡度会町棚橋 1476 番地 5

事業規模：出力約 71.9MW

<上記情報は、度会町役場ホームページ

http://www.town.watarai.lg.jp/contents_detail.php?frmId=1969 から引用>

④京丹後市美しいふるさとづくり審議会 吉岡副会長より視察お礼の挨拶

区長会からの選出ということで、審議会の副会長を務めております吉岡と申します。

本日は、未来安心課の山下課長様、倉田係長様、たいへんお忙しい中、私どものために貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございました。そして、コスモエコパワー株式会社の長澤様を初め、職員の皆さまにおかれましても、この度はありがとうございました。この後で現地の方でも引き続きよろしく願いいたします。

私ごとになりますが、この度会町のことを平成元年の頃から存じあげておまして、先ほど町長さんが国道も鉄道も無いということを申されましたが、私、実は旧弥栄町という町の職員で、「ないないサミット」の担当でたいへんお世話になりました。その時の物産展で度会茶というたいへん美味しいお茶を出していただいて、今日は、そのお礼ということではないですが、お土産に買わせていただきました。

そのことはさておき、我々の地域は、事業者の計画では、2028年度若しくは2030年度の稼働を目

指して事業者はスケジュールを組んでおられますが、そういうところに向けてこの審議会ですらいろいろと協議をし、答申しております。

本日はたいへんお忙しい中、お世話になった中で、非常に貴重なアドバイスといたしますか知見を得ることができました。ありがとうございます。今後、これを我々京丹後の審議会、若しくは町民のいろんな論議の中に活かし、安心してクリーンなエネルギー、カーボンニュートラルに結び付けられるよう、総論賛成各論反対ということはありがちではありますが、そういったところで出来るだけの合意を得ながら、進めて参りたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。これをもちまして、お礼の言葉とさせていただきます。

※視察後の質疑・応答内容

<市からコスモエコパワー(株)様への質問事項>

Q1. 「保安林解除」について、開発面積中の保安林率、保安林種別及び保安林解除に至った判断根拠をご教示ください。

→保安林率については算出しておりませんが、ご案内した5号機周辺エリア（北エリア）はほぼ山林となります。一方、南エリアはほぼ全域保安林となります。保安林種別としては水源涵養保安林と土砂流出防備保安林となります。解除理由としては、度会町の新エネルギービジョンにより導入適地として選定しておりました。

Q2. 「関係地区より事業同意書受領」について、事業同意書とは、林地開発行為を行うにあたって必要となる地域団体との「協定書」のことでしょうか。また、事業同意書は関係16地区と交わされていますでしょうか。さらに、事業同意に係る根拠条例がございますでしょうか。あります場合は条例名もご教示ください。

→ご説明しました事業同意について、開発区域の流域に該当する地元地区とは事業同意書+利害関係者同意書（保安林解除に必要な利害関係者の同意※様式あり）を締結しています。その他、流域としては該当していないが、風車との距離の関係で同意書の代わりに覚書（自社様式/環境影響があった場合は事業者が責任をもって解決する等を記載）を締結しております。

Q3. 地元との「協定書」締結に向けた協議開始のタイミングは、環境アセスのどの段階であったのでしょうか。なお、本事業は条例アセス対象ですが、御社が他地域で実施されている法アセス対象の風力発電事業における協議開始のタイミングもご教示ください。

→基本的には準備書段階に入って以降が一般的であると考えます。そもそも現地調査も実施していない中、方法書段階程度で同意等の話を始めてしまうと、住民の理解が進んでいない（環境影響の度合いが不明）うちに合意を求めることになりかねません。その段階では”こういった計画を考えています。現状はこんな段階です。等”の事業概要の説明を行う程度かと思います。その段階で住民の方々から環境への懸念や意見が出てきましたら、今後の調査に反映します等々回答し、合意形成に必要な論点や対応策を検討していくことになろうかと思っております。

(3) 視察写真

①度会町役場視察



②度会ウィンドファーム現地視察





